

御注意

21
「法人税額の計算」の各欄は、次に記載することになりますので、御注意ください。
①協同組合等については、次の各欄に記載します。
②期末における組合員その他の構成員の数が50万人以上
③店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が年100億円以上

平成 年 月 日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	別表等	※	白色申告	一連番号
納税地	電話() -	事業種目	期末現在の 出資金の額	円	税務署	整理番号	事務	事業年度 (至)	申告年月日
法人名		経理責任者 自署押印	旧納税地及び 旧法人名等	添付書類	貸借対照表、損益計算書、損益金処分 表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、 組織再編成に係る契約書等の写し、組 織再編成に係る移動資産等の明細書	売上金額	申告年月日	通信日付印	確認印
代表者 自署押印						申告区分	法人税	順限	修正
代表者 住所						申告区分	地方法人税	順限	修正

平成 年 月 日	事業年度分の法人税	申告書	翌年以降 送付要否	要	適用額明細書 提出の有無	有	無
平成 年 月 日	課税事業年度分の地方法人税	申告書	税理士法第30条 の書面提出有	有	税理士法第33条 の2の書面提出有	有	無

この申告書による法人税額の計算

所得金額又は欠損金額 (別表四「47」の①)	1	十億 百万 千 円	控除 税額 の 計 算	所得税の額 (別表六(一)「13」)	12	十億 百万 千 円
法人税額 (45)又は(48)	2		外国税額 (別表六(二)「20」又は別表六(五)の二「16」)	13		
法人税額の特別控除額 (別表六(九)「23」+別表六(十)「28」+別表六 (十一)「24」+別表六(十二)「61」+別表六 (十三)「25」+別表六(十四)「29」+別表六 (十五)「24」+別表六(十六)「35」+別表六 (十七)「10」+別表六(十八)「22」+別表六 (十九)「15」+別表六(二十)「21」+別表六 (二十一)「28」+別表六(二十二)「12」)	3		計 (12)+(13)	14		
差引法人税額 (2)-(3)	4		控除した金額 (10)	15		
リース特別控除取戻税額 (別表六(二十四)「31」)	5		控除しきれなかった金額 (14)-(15)	16		
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+ 別表三(二)の二「25」 +別表三(三)「20」)	6	0 0 0	土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	17		0
同上に対する税額 (17)+(18)+(19)	7		同 上 (別表三(二)の二「28」)	18		0
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8		同 上 (別表三(三)「23」)	19		0 0
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	9		この申告前の所得 金額又は欠損金額 (51)	20		
控除税額 (((8)-(9))+(14)のうち少ない金額)	10		この申告により納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (55)	21	外	
差引この申告により納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)	11	0 0	計 (20)+(21)	22	外	
			この申告前の所得 金額又は欠損金額 (51)	23		
			この申告により納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (55)	24	外	0 0
			欠損又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)+(別表七(二)「9」 若しくは「21」又は別表七(三)「10」)	25		
			翌期へ繰り越す欠損又は災害損失金 (別表七(一)「5」の合計)	26		

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (8)+(8の外書)	27	十億 百万 千 円	この申告による還付金額	32	外	
所得地方法人税額 (50)	28		この申告前の 課税標準法人税額 (58)	33		0 0 0
外国税額の控除額 (別表六(二)「50」又は別表六(五)の二「48」)	29		この申告により納付 すべき地方法人税額 (61)	34		0 0
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除地方法人税額	30					
差引確定地方法人税額 (28)-(29)-(30)	31	0 0				
剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額			還する金融 機関等		銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所	郵便局名等 預金
残余財産の最 後の分配又は 引渡しの日	平成 年 月 日	決算確定の日	口座 番号		ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	-

法 0301-0102

税理士 署名押印	印
-------------	---